

深谷市子ども医療費支給に関する条例

平成18年1月1日条例第135号

(目的)

第1条 この条例は、子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定による就学義務の猶予に係る者を含む。）をいう。
- (2) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護している主たる生計維持者（当該主たる生計維持者以外で、子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくする親権を行う者、未成年後見人その他の者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合（当該いずれか一の者が当該主たる生計維持者と生計を同じくしない場合に限る。）にあっては、当該いずれか一の者）をいう。
- (3) 「医療費」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する医療に要する費用をいう。
- (4) 「一部負担金等」とは、子どもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づいて、医療の給付に係り負担すべき額から、法令又はこれに準ずる規定による給付、食事療養標準負担額及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。ただし、交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費に係る一部負担金は除く。

(支給対象)

第3条 この条例による医療費の一部の支給対象となる者は、深谷市の区域内に住所を有し、

国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であるこども（以下「対象のこども」という。）の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象のこどもが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保護者は、支給の対象となる者から除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(3) 児童福祉法その他の法令による措置により施設等に入所している者であって、これらの法令に基づき、対象のこどもに係る国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づいて医療の給付に係り負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となったもの

(4) 深谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成18年深谷市条例第143号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(5) 深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例（平成18年深谷市条例第134号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(支給)

第4条 市長は、対象のこどもが医療を受けたときは、当該医療に係る一部負担金等を当該対象のこどもの保護者に支給するものとする。

(支給方法)

第5条 前条の規定による支給は、対象のこどもの保護者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象のこどもが市長の指定する保険医療機関等（以下この項において「指定医療機関等」という。）において医療を受けたときは、当該対象のこどもの保護者に代わって一部負担金等を当該指定医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた対象のこどもの保護者に対して前条の規定による支給があったものとみなす。

(受給資格の登録)

第6条 この条例による医療費の一部の支給を受けようとする保護者は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して、受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、第3条に規定する支給対象者と認定したときは、申請者に受給資格証を交付しなければならない。

3 第1項の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、保険医療機関等において、医療を受けようとする場合は、保険医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給資格証を提示しなければならない。

（届出の義務）

第7条 受給資格者は、その資格を喪失したとき又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（支給金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、若しくは他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき又は一部負担金等の変更その他の理由により過払いを受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（権利譲渡の禁止）

第9条 この条例による対象のこどもの医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市こども医療費支給に関する条例（平成16年深谷市条例第6号）、岡部町子どもの医療費支給に関する条例（平成15年岡部町条例第23号）、川本町子どもの医療費支給に関する条例（昭和48年川本町条例第14号）又は花園町乳幼児医療費支給に関する条例（昭和48年花園町条例第19号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの

条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間における医療費の支給対象については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年9月29日条例第276号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受ける医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月26日条例第35号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年6月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月25日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月28日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の深谷市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る一部負担金等について適用し、同日前に受けた医療に係る一部負担金等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年11月24日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第7条まで及び第9条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月26日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る一部負担金等について適用し、同日前に受けた医療に係る一部負担金等については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月28日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定及び同条第4号の改正規定(「附加給付金」を「付加給付」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第4号の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る一部負担金等について適用し、同日前に受けた医療に係る一部負担金等については、なお従前の例による。